

＝抜粋＝

○沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成 12 年沖縄県条例第 48 号）

（指定管理者の指定）

第 6 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に海浜公園の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、海浜公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、海浜公園の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

（沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会）

第 7 条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、海浜公園に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う海浜公園の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員 4 人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 12 年沖縄県規則第 122 号）

（沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会の組織等）

第 3 条 沖縄県海浜公園指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。
- 8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。
- 9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。
- 10 運用委員会の庶務は、土木建築部海岸防災課において処理する。
- 11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。